

【保険医療機関等の皆様へ】

小児医療福祉制度（小児マル福）の改正に伴う公費負担者番号の変更について
原則、平成30年10月診療分から法別番号「94」は返戻処理となります。

茨城県において小児医療福祉制度の対象範囲が入院のみ高校3年生まで拡大されることとなり、平成30年10月から受給者証の法別番号が変更となりましたので、お知らせします。

なお、小児医療福祉制度の改正に伴い、平成30年10月診療分（平成30年11月処理分）から、法別番号「94」は返戻処理となりますので、窓口では、必ず受給者証の確認をお願いいたします。（古河市「94080041」、境町「94080892」を除く。）

公費負担番号変更の概要

- (1) 茨城県の助成基準に該当する法別番号は、「84」が継続されます。
- (2) 現在、市町村が単独で実施する医療費助成の法別番号「94」は、原則「90」に統一されます。

なお、市町村独自で19歳及び20歳を対象としている古河市「94080041」、境町「94080892」は引き続き「94」を使用されます。

市町村単独部分
県制度部分

○改正前の法別番号区分（～H30年9月）

	～小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
県所得制限超過者	90 入院・外来				94 入院・外来		
県所得制限該当者	90 外来（県制度未対応）						

○改正後の法別番号区分（H30年10月～）

1 茨城県各市町村（古河市、境町を除く）

※ 右下の太枠の部分は、入院用と外来用でそれぞれ別の受給者証を交付することになる。

	～小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
県所得制限超過者	90 入院・外来				90 入院・外来		
県所得制限該当者	90 外来（県制度未対応）				90 外来（県制度未対応）		

2 古河市、境町【「94」を独自で19歳及び20歳を対象とし引き続き使用されます。（点線枠の部分）】

※ 右下の太枠の部分は、入院用と外来用でそれぞれ別の受給者証を交付することになる。

	～小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	19歳	20歳
県所得制限超過者	90 入院・外来				90 入院・外来			(制度未対応)	
県所得制限該当者	90 外来（県制度未対応）				90 外来（県制度未対応）				

本件に関する問い合わせ先 社会保険診療報酬支払基金茨城支部 事業管理課
TEL (029) 225-5522 (代表) TEL (029) 225-5872 (ダイヤル)
担当 (内線) 荘司 (308)、板垣 (304)